

## 議案第28号

### 久喜市借楽荘条例の一部を改正する条例

久喜市借楽荘条例(平成22年久喜市条例第129号)の一部を次のように改正する。  
第5条の見出しを「(入所及び事業の利用の要件)」に改め、同条第2項第1号中「介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費」を「介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費」に改める。

第10条第2項第2号アを次のように改める。

ア 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者の老人デイサービス事業の利用の要件及び利用料金については、当該要支援認定に係る同法第33条第1項に規定する有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることに伴い、久喜市借楽荘において実施している介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することから、この案を提出するものであります。